

議案第 11 号

里庄町個人情報保護条例の一部改正について

里庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 3 月 4 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 66 号)において、本条例で引用している独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)の規定が改正されること及び民営化により日本郵政公社の役職員の身分が国家公務員でなくなったことに伴い所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成27年3月 日公布  
里庄町条例第 号

## 里庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例

里庄町個人情報保護条例（平成18年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。  
第16条第3号ハ中「第2項」を「第4項」に、「特定独立行政法人及び日本郵政公社」  
を「行政執行法人」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。